

## 三豊市プレミアム付デジタル商品券及びデジタル観光商品券 加盟店募集要項

三豊市では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済的支援や観光需要の回復、及び市のデジタル化の推進を図るため、市内の店舗等で利用できるプレミアム付デジタル商品券（以下、デジタル商品券）及びプレミアム付デジタル観光商品券（以下、観光商品券）を発行します。本事業の実施にあたり、デジタル商品券及び観光商品券を使用できる店舗（以下、加盟店）を募集します。

### 1 デジタル商品券の発行について

- 1) 名 称 三豊市プレミアム付デジタル商品券
- 2) 販売総額 1億円
- 3) プレミアム率 15%
- 4) 購入対象者 三豊市民
- 5) 販売価格 1セット 10,000円（プレミアム分 1,500円、11,500円相当のデジタル商品券）
- 6) 購入限度 1人あたり5セットまで
- 7) 購入予約期間 令和3年8月16日（月）～令和3年8月31日（火）
- 8) 購入期間 令和3年8月23日（月）～令和3年9月10日（金）
- 9) 利用期間 令和3年9月1日（水）～令和4年2月28日（月）

### 2 観光商品券の発行について

- 1) 名 称 三豊市プレミアム付デジタル観光商品券
- 2) 販売総額 1,000万円
- 3) プレミアム率 20%
- 4) 購入対象者 四国4県、岡山県、広島県に住所を有し、三豊市内の宿泊施設(加盟店)に宿泊する方
- 5) 販売価格 1セット 5,000円（プレミアム分 1,000円、6,000円相当のデジタル観光商品券）
- 6) 購入限度 1人あたり2セットまで
- 7) 購入期間 令和3年9月1日（水）～令和4年2月28日（月）
- 8) 利用期間 令和3年9月1日（水）～令和4年2月28日（月）

### 3 デジタル商品券、観光商品券の利用対象にならないもの

- 1) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- 2) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 3) 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
- 4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 5) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商

- 品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 6) 商品券の交換または売買
  - 7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
  - 8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業のうち、同条第 4 項を除くものに係る支払い
  - 9) 特定の宗教・政治団体とかかわるものや公序良俗に反するもの
  - 10) 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブルを含む）
  - 11) 会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするもののうち、有効期限がデジタル商品券、観光商品券の使用期限を超えるもの
  - 12) その他、各加盟店が指定するもの(利用者に明示すること)

#### 4 加盟店について

加盟店とは、デジタル商品券及びデジタル観光商品券を利用できる店舗のことをいう。

加盟店登録は無料で、登録が完了すると、利用開始日以前に決済をするための「QR コード」や、ポスター等の販促物が事務局より送付される。

決済・換金手数料については、令和 3 年度は無料(次年度以降は、決済手数料の有料化を検討している)。

商品券の売上については、毎月 1～15 日分は月末に振込み、16 日～月末分は翌月 15 日に振込む。

決済方法については、次の手順となる。①利用者が加盟店用 QR を読み取る②購入金額を入力③加盟店が金額を確認④金額に間違いがなければ、利用者が支払うボタンを押す⑤支払完了画面を確認

#### 5 加盟店の要件

三豊市内に店舗を有する個人または法人であり、次の各号のいずれにも該当しない者が応募することができます。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者のうち、同条第 4 項を除く者
- 2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団に関する者
- 3) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者

#### 6 加盟店の遵守事項

- 1) それぞれの業種における「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」等を遵守し、感染予防策を講じること。
- 2) 販促物等を目立つ場所に表示をすること。

## 7 加盟店の取消等

この募集要項に違反する行為が認められた場合、加盟店の登録を取り消す場合がある。また、不正な行為により損害金が発生したときは、請求する場合がある。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査を行う場合がある。その場合、デジタル商品券及び観光商品券の売上に係る資料の提出などを求める場合がある。

## 8 加盟店の登録について

加盟店として新規に登録しようとする店舗は、次のウェブサイトを通じて「加盟店申込みフォーム」から必要事項を登録すること。

【Mito Pay 専用ウェブサイト】 <https://mitopay.jp/>

1) 申込開始日：令和3年7月26日（月）

※令和3年8月21日（土）以降に申込した店舗は、加盟店の登録が9月2日（木）以降になる場合がある。

2) 申込方法：上記ウェブサイトによる電子申請

3) その他：登録内容については、本事業の事務局（三豊市 DX 推進プロジェクト）や協力団体である三豊市商工会と情報を共有する。

## 9 お問い合わせ先

三豊市デジタル商品券お問い合わせセンター

【ナビダイヤル】 0570-077702（平日 9:00～17:00 土日祝及び 12/29～1/3 を除く）